

第 2 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和8年 1 月 2 2 日

定 例 会

令和8年第2回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和8年1月22日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会1月22日 午前10時00分
 閉会1月22日 午前11時53分

出席委員

教 育 長	野 口 久 男	教 育 長 職務代理者	五十畑 勝 己
委 員	渡 辺 律 子	委 員	山 口 文 平
委 員	足 立 夢 実	委 員	上 原 美 子

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	磯 山 貴 則
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	會 田 修	学校教育部 副参事兼 学務課長兼 小中一貫校 整備室長	菊 池 邦 隆
教育総務部 副参事兼 生涯学習課長	川 澄 大 治	学校教育部 副参事兼 給食課長	小 澤 正 和
スポーツ振興 課 長	坂 卷 孝 二	学校管理課長	斉 藤 邦 貴
図書館長	濱 田 尊 則	指 導 課 長	千 嶋 淳 一
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小 抜 麻衣子	教育センター 所 長	田 嶋 栄 蔵
		学校管理課 調 整 幹	杉 田 直 也
		指導課調整幹	二 瓶 剛
		給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	砂 原 邦 彦
		教育センター 調 整 幹	浜 崎 重 靖

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調 整 幹	鈴 木 理 香
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 案 状 況	議 案	
	・第1号議案 令和8年度教育行政方針の決定について	原案可決
	・第2号議案 令和7年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について	原案可決
	・第3号議案 越谷市指定文化財の指定について	原案可決
	協議事項	
	・第4期越谷市教育振興基本計画（素案）に対する意見募集結果について	
	・地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限事務の委任及び補助執行に係る協議について	(秘密会)
	・令和7年度越谷市教育費補正予算について	
	・越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例の制定について	
	・越谷市学校給食施設整備基本構想（素案）について	
	・令和7年度越谷市立小中学校卒業証書授与式について	

◎開会の宣告

野口教育長 それでは、これより1月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、協議事項2については、教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関し、規則改正前の意思形成過程であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

◎第1号議案 「令和8年度教育行政方針の決定について」

野口教育長 それでは、第1号議案「令和8年度教育行政方針の決定について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、第1号議案 令和8年度教育行政方針の決定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをお開きください。

第1号議案 令和8年度教育行政方針の決定について。

令和8年度教育行政方針を別冊のとおり決定するものとする。

令和8年1月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第4期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度の教育行政方針を定めるため、提案するものでございます。

それでは、令和8年度教育行政方針についてご説明いたします。お手元の別冊1 令和8年度教育行政方針をご覧ください。こちらが、1月臨時教育委員会会議において委員の皆様からいただいたご意見や令和8年度当初予算の調整結果等を踏まえ、再度調整を行いました令和8年度教育行政方針の全文でございます。

続きまして、お手元の資料1 令和8年度教育行政方針（変更履歴）をご覧ください。こちらは、1月臨時会においてご協議いただきました教育行政方針（案）からの変更点を整理したものでございます。取消線が削除した部分、網かけが追加した部分となっております。

それでは、こちらの資料1に基づきまして、変更点についてご説明いたします。主に令和8年

度当初予算の調整結果を踏まえ、記述を整理したものでございます。

6ページの4行目、「教育相談員」の増員につきましては、予算調整の結果、削除し、文言を整理いたしました。

中段の10行目のスクールロイヤーによる「教職員向けの研修会」の実施につきましては、予算調整等が整ったことから追加いたしました。

次に、10ページ3行目の「教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置期間の延長」につきましては、予算調整の結果、削除し、文言を整理いたしました。

中段、9行目の「部活動外部指導者」につきましては、部活動指導員の増員に係る予算調整等が整ったことに伴い、一部の部活動外部指導者が部活動指導員に移行するため減員となることから、削除いたしました。

11ページの下から2行目、「最新の生成AIを活用したロボット」の導入につきましては、予算調整の結果、削除いたしました。

12ページの14行目、図書館の「空調設備、公開図書室屋上等」の改修工事につきましては、予算調整の結果、削除いたしました。

13ページ14行目、「北川崎の虫追い調査」につきましては、予算調整の結果、削除し、文言を整理いたしました。

以上が主な変更点でございます。その他にも文言の整理など、若干の修正を行った箇所がございますが、詳細につきましては資料をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

なお、令和8年度教育行政方針については、本日の議決をいただいた後、事務局にて細かな字句などの最終確認をさせていただき、令和8年3月定例市議会の開会日に市長の施政方針とあわせて教育長から表明していただくこととなります。

令和8年度教育行政方針についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 教えていただきたいのですけれども、全体に関するのですが、6ページ、「教育相談員」は予算調整等が整い、「教職員向けの研修会」は調整の結果、削除ということですが、これは市長部局から、これはつきません、これはつけますという指示があったのでしょうか。

野口教育長 教育総務課長。

會田教育総務課長 簡単に申しますと、予算につきましては所管課から予算要求をして、最終的には市長査定で教育委員会として復活したい予算を改めて要求をいたしました。その際に、限りがある財源になりますので、その中で予算がついたものとつかないものの調整がありました。今説

明のありましたとおり、調整の結果、削除になったものというのは市長から予算としてはつけられません、という回答があったという形になります。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 「教育相談員」の予算と「教職員向けの研修会」の予算は個別に回答があるのですか。

野口教育長 教育総務課長。

會田教育総務課長 市長査定での調整をするものと、その前に予算の当初の内示で示されたもので復活をするものとし、しないものとの整理をさせていただいて、ある程度現状のままだと来年度については致し方ないという判断をしたものについてはそのままになります。

野口教育長 よろしいですか。

渡辺委員 はい。

野口教育長 他の方はいかがでしょうか。

山口委員。

山口委員 北川崎の虫追い調査の報告書をまとめることに関しては、予算がつかなかったということですが、調査自体は続けてはいくのか、一旦調査自体を打ち切ってしまうのかということ、どのようなお考えですか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 調査と報告書の作成を一体で考えておりましたので、来年度につきましては着手できないと考えております。13ページのこの部分については、1行前に石造物の調査もございます。こちら当初の内示では予算がつかなかったのですが、仕掛かり中の事業ということもございまして、内示のあった額の範囲内で予算内容を調整することは大丈夫と伺いましたので、調整をさせていただく予定です。石造物調査については来年度に実施できる、北川崎の虫追い調査については来年度は難しいということで整理をさせていただきました。

野口教育長 山口委員。

山口委員 北川崎の虫追いもある程度調査されたと思うのですが、それについてはなかなか閲覧できるような状態ではないという感じですか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 そのような状態でございます。

野口教育長 伝統行事ですので、いろいろな場面で紹介するということはあると思うのですが、文化財の調査研究をするという形ではなくなるということだと思います。

他の方はいかがでしょうか。

[発言する者なし]

野口教育長 これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第2号議案 「令和7年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について」

野口教育長 続きまして、第2号議案「令和7年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、第2号議案 令和7年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の3ページをお開きください。

第2号議案 令和7年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について。

令和7年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書を別冊のとおり作成するものとする。

令和8年1月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和6年度に実施した教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価の結果について報告書を作成し、当該報告書を議会に提出するとともに公表する必要があるため、提案するものでございます。

令和7年度教育委員会の事務に関する点検評価につきましては、これまで令和7年6月定例教育委員会会議におきまして、教育外部評価者及び教育外部評価の対象となる施策についてご了承いただき、その後8月26日に教育外部評価者によるヒアリングを実施いたしました。

そして、10月定例教育委員会会議におきまして、教育外部評価を受けた4項目を含めた26の施策に係る評価調査の記載内容などについてご協議いただいたところでございます。

本日は、その後の校正を踏まえて作成した点検評価報告書の最終案につきまして、ご審議いただきたいと存じます。

恐れ入りますが、別冊2 令和7年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書の表紙を2枚めくっていただき、目次をご覧ください。

はじめに、冊子の構成につきましてご説明いたします。令和7年度の報告書につきましては、全4章の構成となっております。第1章は教育委員会の事務に関する点検評価の概要、第2章は点検評価の方法、第3章は教育内部評価結果、第4章は教育外部評価結果について、それぞれ記載しております。

次に、今年度の点検評価報告書における主な記載内容について、ご説明いたします。2ページをお開きください。「2 点検評価の実施について」の中では、進捗管理のために全ての「主な取り組み」に指標を設定した点や、施策レベルでの評価を実施するなど、第3期計画期間の点検評

価の概要について記載しております。

また、3ページには教育内部評価の概要を、5ページには教育外部評価の概要をそれぞれ記載しております。

続きまして、10ページをお開きください。こちらのページから68ページまでが、26の各施策に係る教育内部評価表でございます。報告書の作成に係る考え方といたしまして、PDCAのマネジメントサイクルの中で点検評価を機能させるため、取り組みの実績や今後の展開を整理し、その評価結果とした根拠が読み取れるような表現に努めております。

続きまして、69ページをお開きください。こちらのページから83ページまでが、第4章の「教育外部評価結果」となっております。ここでは、4つの施策の外部評価結果に加え、外部評価者からの点検評価全体を通しての総合的意見を掲載しております。

なお、報告書につきましては、令和8年3月定例会市議会に提出するとともに、関係機関等への配付、ホームページへの掲載などを行い、広く市民に公表してまいります。

また、今後記述内容における若干の文言修正等があった場合につきましては、事務局にて対応させていただきたいと存じます。

令和7年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 31ページの環境教育の推進のところですが、内部評価「C」となっていて、越谷市の環境教育の推進は他市町に比べて特に遅れているとは私は思っていないのです。逆に進んでいるぐらいの気持ちでやってきたつもりもあります。副読本の作成や活用、ビオトープの整備・活用など、他市町よりも抜きん出ている部分も多々あると思っています。しかしながら、評価を見ると厳しい評価になっています。そこで、今後の評価の指標の検討など、何かお考えがありましたら教えてください。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 越谷市の環境教育は他市町に比べて劣っているとは私たちも思っておりません。ただ、環境教育アンケート調査によると先生方の意識にはまだまだだといったところがあると思われます。今後の指標について変える検討をしていく必要もあると思いますし、環境教育の取り組みに関して学校の先生方に分かりやすく周知できればなと思っています。

野口教育長 他にいかがでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 私も同じ31ページ、環境教育の推進の指標の進捗状況のところの「環境教育でPDCAサイ

クルの確立に取り組んだ教職員の割合」で、読み方がよく分からなくて、「見直しを行った結果改善点なし」、もしくは「見直しを行った結果改善点あり」と回答した割合について、令和6年度は59.0%であったと読んでよろしいのですか。これが100%を目標とするところを分かりやすくご説明いただきたいのですけれども。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 こちらは、先生方が見直しをしっかりとしているかどうかの確認ができていないか、という設問になります。回答が、確認をしっかりと改善点なしと答えているか、あるいは改善点ありとした割合100%が目標で、先生方の見直しが不十分だといったところがこの数値になっています。

野口教育長 決して環境教育を推進していないわけではなくて、環境教育の年間指導計画について見直しをしてもらいたいと思っているのですけれども、なかなかそこまではいっていないということですか。

指導課長。

千嶋指導課長 先生方が意識的にまだまだ足りていないといったところがございますので、そういった面では周知してまいりたいと思っております。

野口教育長 ある一面、環境教育は各教科等を見ても全教育活動で進んでいるので、意識的にという視点では下がってきてしまったという反省点はあると思うのです。

渡辺委員。

渡辺委員 いずれにしても、この指標の見方が難しいと思うのです。環境教育は十分やっているのだけれども、その結果改善点がなかった、改善点があったという、その見直しができていないということ、それがよく分からないのです。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 おっしゃるとおり、学校で毎年度しっかりと確認をして、見直していくということを促しているのですが、それが学校で確認ができていない、見直しをしていないといった数値になります。分かりにくいところもございますので、指標の変更を検討してまいりたいと思います。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 書き方をもう少し工夫していただけたらと思いました。

野口教育長 書き方の検討をお願いしたいという意見です。6割方はできているということはあるのですけれども、低くなってしまったのが気になるところです。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

野口教育長 これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認めて、本案は原案のどおり可決いたしました。

◎第3号議案 「越谷市指定文化財の指定について」

野口教育長 続きまして、第3号議案「越谷市指定文化財の指定について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 それでは、第3号議案 越谷市指定文化財の指定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の5ページをご覧ください。

第3号議案 越谷市指定文化財の指定について。

越谷市指定文化財として、次のとおり指定するものとする。

- 1、種別・種類、民俗文化財・無形民俗文化財。
- 2、名称、越谷久伊豆神社例大祭の山車行事（越ヶ谷秋まつり）。
- 3、所在地、埼玉県越谷市越ヶ谷本町・中町・越ヶ谷一丁目・二丁目・三丁目・弥生町ほか。
- 4、所有者、久伊豆神社例大祭越ヶ谷秋まつり保存会。

令和8年1月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市文化財保護条例第6条第1項の規定により、越谷市指定文化財として指定するため、提案するものでございます。

続きまして、別紙、資料2の1ページをご覧ください。今回の文化財の指定にあたりまして、令和7年7月定例教育委員会会議においてご協議いただいた内容を踏まえ、令和7年8月4日付、越教生第305号で越谷市文化財調査委員会に諮問をさせていただきました。

教育委員会からの諮問後、文化財調査委員会におきまして指定名称などについてご協議をいただき、こちらのページのとおり、令和8年1月9日付で越谷市指定文化財に指定することについて同意する答申をいただいたところでございます。

この度の文化財調査委員会からの答申には、指定文化財を指定するにあたり、名称、所有者及び山車行事の範囲について、文化財調査委員会の考え方が示されており、この答申の内容に基づき提案をさせていただいております。

答申の内容につきまして、まず名称についてでございますが、諮問時は「越ヶ谷秋まつり」としておりましたが、行事の特徴を示す名称として、国登録有形文化財の登録名称となっている神社名称及び祭事名称、行事の特徴、行事の通称名から「越谷久伊豆神社例大祭の山車行事（越ヶ谷秋まつり）」がふさわしいものと答申をいただきました。

次に、所有者についてでございますが、諮問時は「越ヶ谷秋まつり実行委員会」としておりましたが、令和7年11月に行事の関係町会、協力町会、久伊豆神社及び支援団体によって発足した

行事の保存継承団体である「久伊豆神社例大祭越ヶ谷秋まつり保存会」を行事の保存継承団体として文化財の所有者とすることがふさわしいものと答申をいただきました。

次に、山車行事の範囲につきましては、宮本町が執り行う久伊豆神社の神輿の渡御、還御及び旧日光道中越ヶ谷宿内の八ヶ町が所有する山車の曳き廻しを山車行事の範囲として答申いただきました。

また、答申には、文化財の調査結果や所見等がまとめられた指定調書が資料の2ページから3ページのとおり提出されております。その指定調書の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。越谷久伊豆神社例大祭の山車行事（越ヶ谷秋まつり）は、元禄年間頃から始まったと伝えられる五穀豊穰を祝い、地域の発展を願う祭りです。かつては、隔年で久伊豆神社の例祭日である9月28日を初日とした3日間で行われていましたが、昭和52年からはおおむね3年に1度、10月の土曜日、日曜日の2日間にわたって行われています。

まつりの流れでございますが、初日に久伊豆神社の神輿が旧日光道中内に設置された御仮舎に向かう渡御が行われます。白装束を身に着けた神輿の担ぎ手は、古くから宮本町の人たちのみが行うというしきたりが今も継承されております。また、旧日光道中内の八ヶ町が木遣唄を歌いながら、神話や歴史上の人物をかたどった人形を載せた山車と呼ばれる曳き物を曳いて神輿を歓迎し、夜まで山車の曳き廻しを行います。2日目は、神輿が御仮舎から久伊豆神社へ帰る還御が行われ、この日も夜まで山車が曳き廻されます。

越谷久伊豆神社例大祭の山車行事（越ヶ谷秋まつり）は、越ヶ谷地域の人たちによって古くからの習俗がしっかりと受け継がれ、また渡御、還御での行列や威儀物、一番太鼓や朝囃子、木遣、山車と山車人形、町内鳶の役割など、埼玉県東部地域を代表する都市祭礼として貴重な要件を備えた民俗行事です。この民俗行事を本市における貴重な文化財として後世に伝え残すため、越谷市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づきまして越谷市指定文化財に指定いたしたく、提案させていただくものでございます。

第3号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 山車行事といいながら、神輿も一応含まれるということですが、まつりは確かに久伊豆神社だけではなく、山車と神輿の両方があるのですけれども、全国的にもまとめて山車行事と命名するというのは、他の自治体でもあるものでしょうか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 文化財調査委員会では他市の指定の事例や、国の登録文化財の名称を確認してい

いただきました。神社の名前、例大祭という名前、山車行事という名前、これが大体セットになっており、ただ、越ヶ谷秋まつりという通称もかなり通ったものでございますので、括弧で越ヶ谷秋まつりとしてはいかがかと答申をいただきました。

野口教育長 山口委員。

山口委員 そういうことであれば適切な名称だと思いますし、越ヶ谷秋まつりというのが括弧で入ったことで一般の方にも分かりやすいものになったと思いますので、これが一番いいと思います。

野口教育長 他の方いかがでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

野口教育長 これより第3号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と答える者あり]

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎協議事項 「第4期越谷市教育振興基本計画（素案）に対する意見募集結果について」

野口教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「第4期越谷市教育振興基本計画（素案）に対する意見募集結果について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、第4期越谷市教育振興基本計画（素案）に対する意見募集結果についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをご覧ください。

第4期越谷市教育振興基本計画の策定につきましては、令和7年4月定例教育委員会会議では計画骨子（案）について、令和7年9月定例教育委員会会議では計画素案についてご協議をいただき、その後11月5日から12月5日までの31日間、計画素案に対する意見公募手続（パブリックコメント）を実施いたしました。

意見公募結果につきましては、表の下段になりますが、5名の方から21件のご意見をいただき、計画への反映状況の内訳といたしましては、A「意見、または意見の一部を反映する」が3件、B「すでに素案に示されている」が1件、C「意見を反映しない」が2件、D「意見を反映しないが、事業実施段階等で参考にする」が13件、E「その他」が2件となっております。

恐れ入りますが、別添の資料3 第4期越谷市教育振興基本計画（素案）に対する意見公募結果についての1ページをご覧ください。意見要旨の欄には、市民等からいただいたご意見の要旨を、市・市教育委員会の考え方の欄には計画に反映する内容や反映しない理由、事業実施段階等で参考とする内容などを掲載しており、反映状況の欄にはAからEまでの区分を掲載しておりま

す。

別冊3の第4期越谷市教育振興基本計画（案）は、今般の意見公募結果のほか、教育委員会会議や総合教育会議、教育委員会が所管する審議会等からのご意見を踏まえて作成した計画案となっておりますので、恐れ入りますが、後ほどご参照いただければと存じます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、2月12日開催予定の総合教育会議、2月19日開催予定の教育委員会会議において計画の最終案についてご協議をいただき、その後市長決裁をもって計画を策定してまいりたいと考えております。

第4期越谷市教育振興基本計画（素案）に対する意見募集結果についての説明は、以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 意見公募結果について、意見提出者5名ということだったのですけれども、人数は少ないのですが、とても貴重な視点でのご意見があったと感じております。

まず資料3のナンバー2について、回収ボックスが分かりづらい、回収ボックスがない、そういうことが書いてあるのですけれども、教育委員会の考え方のところにもありますとおり、周知の方法とか分かりやすくすることが必要なのだなと私も感じております。

ここで少し気になったのが、保護者連絡アプリすぐーるは使わない、周知は行っておりませんとあるのですけれども、教育行政に関わることなので、私はすぐーるを使ってもいいのかなと感じました。まずそれが1点です。

次に、ナンバー6についてですけれども、私はごもつともだなと思いました。2026年12月からこどもの性暴力防止法が施行されるのですけれども、同じ時期に第4期越谷市教育振興基本計画ができるわけなので、これはやはりどこかに記載したほうがいいのではないかと思います。確かにこの計画を見ても、至るところにちりばめられてはいるのを私も確認したところではあるのですが、この法律のことをどこかで触れるというのは必要ではないかと思いました。これは意見です。

野口教育長 2つ出ましたけれども、すぐーるの活用と、それから性暴力に関する記載についてはいかがでしょうか。

教育総務課長。

會田教育総務課長 パブリックコメント自体につきましては、説明にも書いてございますが、ある特定の方に向けた、この場合は保護者等になりますが、どこまでが人数が多い少ないという考え方もあるのでしょうか、対象を絞ったところではなく、基本的には公平に誰もが見に行く、関心があれば見に行ける状態にしておくというのがパブリックコメントの第一条件と考えており

ます。こちらから発信するものが対象を絞った形でいいのかというのは、少しまだ考慮すべきところがあると思います。電子的な取り扱いとして意見公募がそのような形で行っていいのかどうかというところも判断しかねるところがありますので、今後の検討課題とさせていただき、市内、教育委員会だけではなくて、その考え方については整理をしていければと考えております。

2点目につきましては、法律的な記載をするしない、記載する場合はどこに載せたらいいのか、施策のところにとということもあるかと思っておりますので、課題として整理ができるのかどうか、所管課とも相談をさせていただければと思います。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 児童生徒性暴力等、体罰、不適切な言動、情報の漏えいなどは、あってはならないというのが大前提です。安全、安心で快適な学習環境の整備で、意見提出者をご指摘されている、建物などの設備だけではなくて人的な部分の安全もということは重く受け止めながら、様々な施策に反映できるかどうかの可能性は探っていきたいと思っております。性暴力に関することは事業実施段階等の参考としながら、今のご意見も踏まえ、事務局内で相談をしていきたいと考えています。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 1つ目についてですが、チャンネルを増やすということで、まず市民全体に周知するというのは最もですけれども、なかなか関心がない方はコメントもくださらないし、意見もないと思うのです。けれども、そのチャンネルの一つとしてすぐ一も使えるのではないかと、特定の人に周知するという意味ではありませんでした。もっと直接親御さんにはこういうことを行いますということが通じるのかと思った次第です。

2つ目のこどもの性暴力防止法は、市が取り組んでいるということも十分分かっていまして、いろいろなところにちりばめられているので、理解はしています。今回は特に記載はしないということによろしいでしょうか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 資料3、ナンバー6の方の意見に対しての反映状況は、D、意見は反映しませんが、事業実施段階等で参考にするという回答ですが、今のご意見を踏まえ、教育総務課長の発言のとおり、今後の生かし方、記載等について検討はさせていただくということでございます。

野口教育長 他の方がいかがでしょうか。

上原委員。

上原委員 今の件でございますが、渡辺委員と同じ考え方でございまして、こどもの性暴力防止法についてはちりばめられているということは私も確認しているのですけれども、一方でナンバー5と7のところ今回修正案として、こどもの側に立ったり、保護者側に立って、安心して相談できる体制ということを追記いただいているので、そこにも含まれる内容かなと思っております。

大学の話をさせていただきますと、私どもの大学も教員養成をしております、ホームページ

にこどもの性暴力防止法に基づいて教育していくということを記載しなければいけないということで、教員になる方たちにも事前に知らせているという状況もございます。そういうことも含めてお考えいただければと思います。

野口教育長 検討いただくということでよろしく申し上げます。

足立委員。

足立委員 貴重な意見をいただいていると思います。

私が気になったのは、意見提出者5人に対して意見数21件となっておりますので、5人に対して21件はたくさん多い意見をいただいていると思うのですけれども、5人の方の意見数の内訳をもし分かればお聞きしたいと思いました。

野口教育長 教育総務課長。

會田教育総務課長 誰が何件かの統計的な数字は、今現在持ち合わせていませんので、改めて情報提供を教育委員さんにさせていただければと思います。

野口教育長 五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 ナンバー1と11の内容に関わる部分で教えてもらいたいのですが、学校は、特に小学校は幼稚園、保育所等と情報交換をして、入学時にも備えていると思うのですけれども、特にナンバー1の後半部分を見ると否定的な意見が混じっていると思うのです。この保育所等訪問支援を学校が受け入れていないような感じを受けているのが、私には分からないのです。意見提出者の方が誤解されているのか、それとも法的な読み込みが間違っているのか、何かあるのでしょうか。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 保育所等訪問支援は、保護者の方の申出からこの事業が始まり、事業所が学校に連絡を取り、実際に学校に入って支援を行いましょうという流れの中で、子ども福祉課で支給決定、事業所への予算措置というものが発生する事業でございます。

まずもって保護者からの依頼を受けた事業所が学校とやり取りをする際に、当然保護者の方の申出はお子さん、個に対するものであって、学校という場は大きな集団の中で生活を、教育活動を進めていく場になります。その学校の中の状況によっては、第三者の方が教室に入るところで、周りの児童生徒の集中が切れてしまったりということも鑑み、また、学校は個別の教育支援プランを立てながら、個々のニーズに応じた取組を進めております。また、教育委員会といたしましても様々な事業、発達支援訪問支援事業の実施や、校長先生から教育センター特別支援教育担当に依頼があれば学校に行って対応もしております。このように、総合的に勘案し、保育所等訪問支援を利用しないでお子さんに対して様々な取組を進めていくというところで、受入れがないところは事実あると認識をしております。

このご質問に関連した中で、今年度議会でもこの保育所等訪問支援事業については議員さんか

らの一般質問がありました。それに対して教育委員会といたしましては、児童福祉法に基づく厚生労働省の所管事業になりますので、この所管は子ども福祉課、市長部局になります。ただ、例年、年度初めには子ども福祉課長が校長会にて、この事業の説明を繰り返し行っています。学校からの問合せを教育委員会としても受け止め、市長部局とも連携を図っていくこと、また、教育委員会が所管する教職員研修の中でもこの事業について丁寧に説明を繰り返し行っていくと答弁をしたところでございます。

1月の教頭会においても、教育センター所長の講話の時間がありましたので、教頭へもこの事業について説明をさせていただいたところです。

より個に応じた子どもたち、障がいのある子どもたちのニーズに応じた取組を学校が進めていけるように、教育委員会としても進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきと思っております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 計画には直接は関係ないのですけれども、意見で気になったのが、ナンバー3のところでも、休み時間があってもトイレ以外に席を立たないように指示をされているなど実際に起きていますという、ここのところがとても気になったのですけれども、これについて何か見解はございますか。

野口教育長 山口委員。

山口委員 パブリックコメントは市民の方の感情的なものも当然含まれると思うのです。こういうことがあったということをおっしゃっている方がいれば、きちんと調べてみますとか、何らかのそれを受け止めるというコメントの仕方があるのではないのかなと思われました。これは意見です。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 事実かどうか、背景や事情も分からないのですが、事実であれば、基本的に不適切な言動と考えます。トイレに行きたい児童生徒は、生理現象ですから授業中でも当然トイレに行くことができます。どうしてこういうようなことを提出しているかが分からないのですが、教職員に対して不適切な言動、あるいはそういうようなことが疑われる言動というのは、様々な場面で根絶を目指す指導をして参ります。また、保護者の方へ、このようなことも含め、体罰あるいは性暴力のアンケートも毎年取っており、学校の職員以外の方に立ち会ってもらい開封し、報告をして対応しているところでございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 事実かどうか分からないのですが、ただこういう意見があったので、市・市教育委員会の考え方とところで、例えばこのような不適切な事例がありましたら、ぜひ教育委員会にお知らせくださいとか、何かそういうような一文がある、コメントを入れる対応をしていただけたらなと思っております。これは意見です。意見公募結果の公表はされるのですか。

野口教育長 教育総務課長。

會田教育総務課長 こちらにつきましては、ホームページで公表いたします。

野口教育長 五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 ナンバー8の確認ですけれども、意見要旨と市・市教育委員会の考え方の主語が私には分かりづらいのですけれども。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 意見要旨ではスクールソーシャルワーカーと書かれているのですけれども、内容がスクールロイヤーについてのことであると捉えておまして、考え方ではスクールロイヤーという主語になってございます。

野口教育長 山口委員。

山口委員 確かに相談を受けているわけではないのですが、言葉に対して受け止めるという、先ほど一文があればというご意見があったのですけれども、その方がホームページに掲載されたときに、市・市教育委員会も言っていることを分かってくれたのだというのがあって、説得力を増す感じが個人的にはします。例えば、ソーシャルワーカーのことについて書かれていますけれども、スクールロイヤーのことと理解しましたと一文を入れるということで大分違うのかなと個人的には思います。意見です。

野口教育長 上原委員。

上原委員 私も同じような意見なのですけれども、例えば先ほどのナンバー3、パブリックコメントへの回答では「特別支援教育や一人ひとりの状況に応じた教育支援に努めてまいります」という回答はやはり書かなければいけない内容だと思いますし、それが書かれています。これは、一人ひとりの相談ではないので、そのような回答というのも必要になってくる、他の委員の方もおっしゃっているように、どこか一文、まずは受け止めたというような一文があると、その後このような教育委員会の考え方を受け入れてくださるのかなと思います。パブリックコメントの結果は見る方もいろいろな思いで読みますことも理解しているつもりでございますので、市教育委員会の考え方に一文何か加えていただけるとよろしいのかなと感じました。

野口教育長 検討してもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。

[発言する者なし]

野口教育長 他になければ、この件については以上といたします。

◎協議事項 「令和7年度越谷市教育費補正予算について」

野口教育長 続きまして、「令和7年度越谷市教育費補正予算について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、令和7年度越谷市教育費補正予算の要求内容について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊4 令和7年度越谷市教育費補正予算についてをご覧ください。

まず、歳入の要求でございますが、3ページの表の一番下でございます歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入の要求につきましては、今回7億3,599万5,000円を減額し、補正後の総額は93億443万円となります。

歳入の内容でございますが、8ページ及び9ページをご覧ください。はじめに、教育総務部の要求でございます。生涯学習課ですが、21款市債、1項市債、8目教育債につきましては、事業費の確定に伴い、日本文化伝承の館整備事業債を670万円減額いたします。

次に、科学技術体験センターですが、21款市債、1項市債、8目教育債につきましては、事業費の確定に伴い、科学技術体験センター整備事業債を250万円減額いたします。

次に、スポーツ振興課ですが、20款諸収入、6項雑入、1目雑入につきましては、その他雑入として市主催のスポーツ大会における怪我に対する市民総合災害等補償金5,000円を追加いたします。

次に、学校教育部の要求でございます。学校管理課ですが、21款市債、1項市債、8目教育債につきましては、事業費の確定に伴い、屋内運動場空調設備設置事業に係る学校施設整備事業債を小学校費で3億4,930万円、中学校費で4億6,270万円を減額いたします。

次に、学務課ですが、14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目教育費国庫負担金につきましては、川柳小学校高学年棟校舎整備事業に係る国庫負担金として、公立学校施設整備費負担金2億610万円を追加いたします。

次の2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金につきましては、学校施設整備事業に係る国庫補助金として、学校施設環境改善交付金550万円を追加いたします。

次の21款市債、1項市債、8目教育債につきましては、国庫負担金及び国庫補助金の減額に伴い、川柳小学校高学年棟校舎整備事業債1億2,640万円を減額いたします。

続いて、歳出の要求でございますが、戻りまして5ページの中段でございます教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回9億6,106万5,000円を減額し、補正後の総額は187億5,855万5,000円となります。

歳出の主な内容でございますが、10ページ及び11ページをご覧ください。はじめに、教育総務部の要求でございます。スポーツ振興課ですが、7項保健体育費、3目体育費のその他体育費につきましては、市主催のスポーツ大会における怪我に対する補償金として、歳入と同額の5,000円を追加いたします。

次の4目市立体育館費の総合体育館管理運営費につきましては、燃料費及び光熱水費の不足分として合わせて510万円を追加いたします。

次に、学校教育部の要求でございます。12ページ及び13ページをご覧ください。学校管理課ですが、2項小学校費、1目学校管理費の学校活動運営費につきましては、学校における電話の利用増加に伴う通信運搬費として40万円を追加いたします。

次の3項中学校費、1目学校管理費の学校活動運営費につきましては、小学校費と同様の理由から、通信運搬費として20万円を追加いたします。

また、中学校施設管理費につきましては、施設管理に係る光熱水費として900万円を追加いたします。

次に、教育センターですが、1項教育総務費、4目教育センター費の学校系ネットワーク運用事業につきましては、学校に接続するネットワーク回線に係る通信運搬費として561万円を追加いたします。

なお、その他の要求につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。(3)債務負担行為でございますが、変更が2件ございます。市立図書館動力制御盤改修工事につきましては、令和7年度9月補正予算で計上いたしました債務負担行為額について、契約額が確定したことから、限度額を変更するものでございます。

次に、教育システム電算委託料につきましては、令和7年度当初予算で計上いたしました債務負担額等について、導入スケジュールの見直しが生じたことから、期間及び限度額を変更するものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。(4)地方債の変更でございますが、歳入でご説明いたしましたとおり、事業費の確定、国庫負担金及び国庫補助金の増額に伴い、市債の限度額を表のとおり変更するものでございます。

令和7年度3月補正予算の要求に係る説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

[発言する者なし]

野口教育長 他になければ、この件については以上といたします。

◎協議事項 「越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例の制定について」

野口教育長 続きまして、「越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例の制定について」、学校管理課長から説明いたします。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 それでは、越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例の制定についてご説明

いたします。

恐れ入りますが、別冊5の越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例の制定についてをご覧ください。

令和7年12月定例教育委員会会議におきまして、学校改修・再編に向けた学校施設の適正規模・適正配置を検討するため、越谷市立学校適正規模・適正配置審議会の設置に係る条例の概要等についてご協議いただきました。本日は、前回のご協議を踏まえた本審議会の内容や条例の原案につきましてご協議いただきたいと存じます。

はじめに、1 諮問についてでございますが、教育委員会からの諮問事項として、「今後の児童生徒数の状況、地理的条件等を踏まえた本市がめざすべき教育にふさわしい学校の学級数や配置等について」を予定しております。なお、今後調査審議が進む中で、その他の越谷市立学校の小中学校の在り方や個別施設計画の策定を進めるため重要と認める事項が発生した場合は、改めて諮問することを検討しております。以上、内容を審議会へ諮問し、審議会にて必要な調査審議を行い、答申をいただきたいと考えております。

また、学区に関する事項や統廃合に関する事項等、学区審議会に関連があるものは、学区審議会にて審議されたことを尊重し、答申に反映するなど、学区審議会と連携を図りながら調査審議を進めてまいります。

次に、2 必要とする調査審議内容についてでございますが、審議会における主な調査審議事項といたしまして、児童生徒数の推移、学校施設に関する基礎情報等の整理や適正規模・小中一貫校等の学校の在り方の検討、学校施設の統廃合の検討、学校施設規模の検討などの内容について調査審議を実施し、意見等をいただきたいと考えております。

次に、3 審議会委員構成についてでございますが、令和7年12月定例教育委員会会議に示させていただいたとおり、委員15人以内で組織するものとし、現在想定される委員の役職等につきましては、それぞれ表に記載のある方々となっております。なお、委員の区分等については、今後検討を進める中で変更となる可能性がありますので、ご了承いただければと存じます。

2ページをご覧ください。次に、4 教育委員会会議における報告・協議についてでございますが、現時点においては教育委員会から適正規模・適正配置審議会への諮問する事項についてご協議いただいた後、学区審議会との調整結果を踏まえた学校と学区の考え方について中間報告させていただき、学校の適正規模・適正配置の検討を進めながら、最終的には審議会からいただいた答申を踏まえ、適正規模・適正配置及び個別施設計画について教育委員会会議にてご協議いただきたいと考えております。

次に、5 審議会のスケジュール（案）についてでございますが、主な内容といたしまして、令和8年度より現状と課題の共有や学校と学区設定の考え方の整理などを行い、その上で学区審議会と連携を図りながら、学区審議会からの意見を踏まえた学校適正規模・適正配置の検討などを

進めていき、最終的に教育委員会へ答申をいただく予定です。

なお、調査審議の進行状況によっては、会議開催回数や調査審議内容が変更すること、また委員の任期は2年間のスケジュールを想定しておりますが、調査審議が長期化する場合は継続して調査審議していただくことといたします。

次に、6条例（案）についてでございますが、3ページ及び4ページをご覧ください。こちらは、現時点における本審議会の条例の原案となります。本原案につきましては、令和7年12月定例会教育委員会会議において説明させていただきました内容を基に原案を作成しており、本原案につきましてもご協議いただければと存じます。

越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 1ページの2必要とする調査審議内容についての2つ目、「学校の在り方（適正規模・小中一貫校等）の検討とあります。この小中一貫校をどう捉えたらいいのかということを確認したいのですけれども。越谷市でこれから小中一貫校といった場合には、どういうイメージで審議していただくのか、教えてください。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 ここで申し上げます小中一貫校等につきましては、現在進めております3学園の構想の中においての小中一貫ということで、進めさせていただいております。

今回学校の在り方というところについて、小中一貫を含めた経緯といたしましては、小中一貫という考え方をどのような形で越谷市として今の3学園だけでなく、全域にどういう考えで広げていくか、小中一貫の考え方を委員の皆様にご理解をいただいて、その内容をもって審議していただくという形となります。

野口教育長 五十畑委員のご質問の中には、義務教育学校という考え方もあるかなと思うのですけれども、それが「等」の中に入っているということでの理解でよろしいですか。

3学園構想の小中一貫校というのは、それぞれの小学校、中学校があつてという形での考え方ですけれども、義務教育学校についてももしかすると委員さんの中から意見が出るかもしれないというようなこともきっと踏まえての文言になるのかなと思うのですけれども、そういった理解でよろしいのですか。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 おっしゃるとおりでございます。その他に現在抱える課題、例えば小学校から中学校に上がった際の不登校であるだとか、そういった対策というところでも一つの対応とし

て考えがございますので、そういったことを含めて検討していきたいと考えております。

野口教育長 また、市長部局との連絡調整が大切になってくると思います。教育委員会内でも教育委員の皆様に適宜情報提供をさせていただいて、進めていくという形にはなると思うのです。ご理解いただきたいと思っております。

他にいかがでしょうか。

上原委員。

上原委員 条例（案）の中にも組織というのがありますが、3審議会委員構成について想定される委員の役職名というところがございます。学識経験者に入るのかもしれませんが、学校再編有識者や本市教育に関し造形の深い方というのはどのような方をイメージされているのか、お伺いできればと思います。また、学区審議会も他組織としてありますが、この中のメンバーがこちらの審議会に加わるというようなことも考えていらっしゃるのかということをお伺いできればと思います。

野口教育長 学校管理課長。

齊藤学校管理課長 1つ目に関しましては、例えば学識経験者と申しますと、学校再編の有識者であるとか、本市教育に関し造詣の深い方、これらをイメージしてございます。また、公共団体等の関係者といいますと、自治会連合会、コミュニティ推進協議会、子ども会育成連絡協議会などをイメージしてございます。学校教育関係団体の関係者につきましては校長会からの代表者、保護者代表、PTA関係になるかと思えます。幼稚園、保育園の関係者という形になります。

2つ目に関しましては、現在学区審議会にコミュニティ推進協議会の方も入ってございますので、代表者ということでご推薦いただいた方がその方であるという可能性はあると思います。ただ、今回非常に学区についての関連がある話になる可能性がありますので、事務局側といたしましてはできる限りそういった理解をされている方に入っていただきたいという気持ちはございます。

野口教育長 他にいかがでしょうか。

[発言する者なし]

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎協議事項 「越谷市学校給食施設整備基本構想（素案）について」

野口教育長 続きまして、「越谷市学校給食施設整備基本構想（素案）について」、給食課長から説明いたします。

給食課長。

小澤給食課長 それでは、越谷市学校給食施設整備基本構想（素案）についてご説明申し上げます。

お手元には、別冊6の本編と別紙資料4の概要版をお配りさせていただきましたが、本日は概

要版の方をご説明させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、別紙、資料4の1ページをご覧ください。まず、はじめにといたしまして、基本構想策定の経緯を掲載しております。本市の各学校給食センターは、いずれも築後30年を経過し、施設設備の老朽化が進行しています。このため学校給食における現状と課題を整理し、数値的評価に基づき学校給食提供の方向性を定めることを目的に策定するものでございます。

対象校と現在の学校給食センターの概要でございますが、小学校29校、中学校15校、合計で44校に完全給食を提供しております。提供方式は、3つの給食センターで調理した給食を44校に配送するセンター方式を採用しております。給食の内容といたしましては、主食、副食2品から3品をA、B、Cブロックに分けた3献立としております。

下の段になりますが、第一学校給食センターは昭和62年に建設し、築38年を経過しており、調理能力は約1万1,000食となっております。第二学校給食センターは、昭和48年に建設し、築52年を経過、旧耐震基準の施設であり、調理能力は約7,000食となっております。第三学校給食センターは、平成6年に建築し、築31年を経過しており、調理能力は約1万食となっております。右側の地図は、各給食センターの配送エリアを示した図となっております。

次に、2ページをご覧ください。現状と課題でございますが、まず安全、衛生に関する主な課題では、1つ目に調理場内の各調理機器が一方通行のレイアウトになっていないこと、2つ目に肉、魚、野菜類の搬入路が同じで、検収の時間も分離されていないこと、3つ目に汚染区域と非汚染区域に入る動線が分けられていないこと、4つ目にアレルギー対応食専用の調理スペースが不足していることなどが挙げられます。

また、調理員の働きやすさなどに関する主な課題としては、スポットクーラーで対応しておりますが、調理場全体が暑く、熱中症の危険がある、洗った白衣を干す場所が不足している、夏休み期間中に学童保育室給食の提供がある場合は、修繕工事を行うことができないため、給食提供とメンテナンスの両立が難しいことなどが挙げられます。

次に、3ページをご覧ください。児童生徒数の推移と給食センターの耐用年数をグラフで示しております。第一学校給食センターが築後40年を迎える2年後には児童生徒数が2万6,400人となり、また第二学校給食センターが築後60年を迎える8年後には2万3,500人となる推計となっております。そのためいずれの給食センターも機能停止することはできず、当該2センターについては児童生徒数の減少を見極めて検討するのではなく、まずは安全性、衛生管理の確保を最優先し、早期に建替え等を判断していく必要がございます。

4ページをお開きください。ここでは、学校給食の目標について記載しておりますが、安全で栄養バランスの取れた給食を安定的に提供することで、こどもたちの健やかな成長を促進し、地域に根差した食育を推進するとしております。方針1では、安全・安心な給食の提供を、方針2では栄養バランスの確保と食育の推進を、方針3では持続可能で効率的な給食提供体制の構築を

掲げ、一番下の行になりますが、将来を見据えた学校施設の検討との整合も図りながら、長期的な視点を持って本市にふさわしい学校給食施設の検討を進めることとしております。

続いて、5ページをご覧ください。上段になりますが、本市で考えられる学校給食方式を示しております。1つ目に、学校敷地内に給食室を設置して調理した給食を児童生徒に提供する自校方式、2つ目に親となる学校に給食施設を整備し、そこで調理した給食を子となる学校に配送する親子方式、3つ目に現在採用している給食センターで調理した給食を対象校に配送するセンター方式です。右側のグラフのとおり、全国の公立小中学校では約57%がセンター方式、約40%が自校方式で実施されており、センター方式の割合が最も多く、その割合も拡大傾向にあります。

下の段では、本市において各給食提供方式が実現可能かどうかを検証するため、食数別にモデルプランを作成しており、学校給食衛生管理基準に適合した施設にするなどの前提条件を整理しております。

続きまして、6ページをお開きください。各給食提供方式の実現可能性の検証のうち、物理的な課題を整理しております。まず、自校方式では、学校教育活動上重要な施設に干渉せず、児童生徒の動線等に影響しない搬入路の計画が可能か、その他学校運営に支障をきたさないかという条件を設定し、検証したところ、条件を満たす学校がゼロ校、既存施設の一部を使用または移設すれば整備可能性がある学校が14校で全体の約32%、条件を満たさない学校が30校で約68%を占めていました。

親子方式についても、約7割の学校で条件を満たさないことから、市内全域で実施することは困難であり、以降一部の地域のみで実施すると仮定した補完的な運用とすることといたしました。

センター方式では、既存敷地において建て替えを行う場合、敷地が狭く、給食提供しながら建て替えを行うことが困難であることから、敷地を確保し、新たなセンターを建設する必要があります。

続いて、7ページをご覧ください。下段の表になりますが、自校方式ではイニシャルコストとして約338億円に加え、既存施設の移設に要する経費、15年間のランニングコストとして約782億円と試算されます。センター方式では、イニシャルコストとして約158億円に加え、新センター建設敷地の確保に要する経費、15年間のランニングコストとして約457億円と試算されます。

続いて、8ページをご覧ください。下段になりますが、栄養士、調理員等の確保につきましては、各配置基準等に基づき試算したところ、下段の表になりますが、自校方式では219人、センター方式では原則現行人数のまま対応が可能であり、123人の確保が必要であると試算されます。

続いて、9ページをお開きください。こちらは、整備スケジュールでございますが、自校式の調理室を1年度に3校ずつ整備した場合、44校が終了するまでに16年を要すること、さらに整備した調理室が15年を経過すると更新時期を迎えますので、初期に整備した調理室が設備更新を迎えてしまい、以降毎年2巡目となる改修工事が必要となります。

続いて、10ページをご覧ください。こちらは、総合評価の結果をお示ししております。評価の方法としましては、○を2点、△を1点、×をゼロ点としております。自校方式と親子方式は、メリットとしては迅速な給食提供が可能なことや、食中毒等発生時の影響範囲が限定的なことなどが挙げられ、デメリットとしては建設費、人件費等が高額となること、栄養士、調理員が現在よりも約100名多く必要になること、既存施設に影響があること、スケジュール的に調理室の整備が終わる前に最初に整備した調理室が更新を迎えることとなり、評価としてはそれぞれ7点、6点となりました。

一方、センター方式は、メリットとして自校方式に比べて建設費や人件費が抑えられること、栄養士、調理員の数は現状と変わらないこと、学校運営への影響がないこと、スケジュール感としては自校方式に比べ比較的短期間で整備が完了することなどが挙げられ、デメリットとしては食中毒等発生時の影響範囲が広いこと、給食の配送が必要なことなどが挙げられ、評価としては16点となりました。

最後に、11ページをお開きください。本市における学校給食提供方式の方向性でございますが、総合評価のとおり、コスト、学校運営への影響、スケジュール等の観点から、センター方式が最も優位性があります。そのため今後も可能な限りセンター方式を維持していくことが望ましいと考えられます。

その上で、現学校給食センターを順次建て替えしていくことを基本としたいと考えております。特に第二学校給食センターは、昭和56年以前に建てられた旧耐震の建物であり、大規模地震発生時における安全確保の観点から、優先的な建て替えが望まれる状況です。しかし、現センターは敷地が狭く、既存の学校給食センターを稼働させながら、同一敷地内に別棟を建てることは困難であるため、新たな敷地に新センターを整備して、第一、第三で事業を継続している間に第二を解体し、既存敷地に新第二センターを建てる、その次に新センター、第三、新第二で事業をまわしながら第一を建て替える、というようにローテーションを行いながら整備を進めていく必要があります。

また、施設の数ですが、災害発生時や本市が昨年経験したような深刻な設備の故障による施設停止が生じた場合の影響範囲の抑制、平時の維持管理コストの低減などを踏まえ、現状の3センター体制を維持していくことを基本としたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、本日の会議後、1月26日に政策会議に付議し、2月にパブリックコメントを実施いたします。その後、3月の定例教育委員会会議においてパブリックコメントの結果をご報告させていただいた後、市長決裁により基本構想を策定し、令和8年度につきましては本構想に基づき、整備基本計画を策定してまいりたいと考えております。

越谷市学校給食施設整備基本構想（素案）についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 建替えは必要だと思うのですが、これから人口減社会を迎える中で、例えば第一給食センターと第二給食センターをまとめて、2万食程度のものを場所的にも第一と第二の中間ぐらいのところに集約してしまっ、2センター化するというのも検討はされたのでしょうか。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 おっしゃるようにその点も検討はいたしました。ただし、3センターを維持していくことが望ましいと考えた理由としては3点ありまして、1つ目は学校給食衛生管理基準に規定されております2時間喫食のルールというものがございます。この規定によって、調理完了後2時間以内に児童へ給食を提供することが努力義務とされておりまして、当市は南北に長い地形でありますので、公共施設の削減を最優先にして2センターに集約をすると、このルールを遵守できないおそれもあるかと考えております。

2つ目は、必要な調理能力の確保というところでは、ご説明しました最新の人口推計では、2047年頃に児童生徒数が約2万人まで減少し、その後は横ばいとなる見込みとなっております。児童生徒数に教職員数約2,000人を加えると、2047年頃までは市全体で2万5,000食程度の調理能力が必要と考えておりますので、2つに集約するのはなかなか難しいと考えました。

最後に、事業継続計画上のリスクの分散というところでは、本年度7月に施設の不具合によって11日間、センター稼働ができなくなるという事態を経験しましたがけれども、平成25年度にも竜巻の被害を受けているという状況がございますので、何かあった場合に残りの2つのセンターで対応が可能ということも考えて、3センター体制が望ましいという結論に至ったところでございます。

野口教育長 山口委員。

山口委員 どうしてもこれから人口減で税収も減っていく中で、コンパクト化していくことも想定しなければいけないと思って質問しました。ただ、いろいろ検討した上で、3センターを維持する方のメリットが高い、今後の人口減、税収減の中でも対応していけるという計算の基であれば、それに対しては特に異存はありません。

野口教育長 他の方はいかがでしょうか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 内容がとても分かりやすくまとまっていて、早急に取り組まなければならないということが共通認識できたと思います。そこで質問ですが、全てが順調に進んだとして、第二学校給食センターを新設して稼働できるようになるには何年くらいかかりそうですか。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 来年度はこの基本構想に基づいて基本計画を策定いたしますので、令和8年度はその策定にける年となります。その後、いろいろな詳細設計等の段階に進むのですけれども、最短でということになりますと、工事に着工できるのが令和12年頃と考えておまして、建設に大体2か年度またがるぐらい必要かと思っておりますので、令和14年度（2032年度）に新たなセンターが稼働できるのではないかと今のところは見ているところです。

野口教育長 他の方はいかがでしょうか。

山口委員。

山口委員 HACCPと書いてハサップと読むらしいのですけれども、食品衛生管理の基準だと理解しているのですけれども、現状で一番HACCPからの考え方から、どこら辺が一番危惧をされているのでしょうか。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 概要版5ページの下段に記載されておりますけれども、HACCP対応のドライシステムとすとなっておりますが、現状の3センターともドライシステムでの運用とはなっていないところがございます。こちらはなるべく早くドライシステム対応にしていきたいと考えているところでございます。

野口教育長 山口委員。

山口委員 ドライシステムについて、簡単にご説明いただけますか。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 教育委員会会議には給食センターの所長も出席しておりますので、所長から説明させていただきます。

野口教育長 給食センター所長。

砂原第一学校給食センター所長 簡単にご説明させていただきますと、床をぬらさないということでございます。水分が、病原菌等の原因になりますので、調理場であっても、掃除をするときであっても、できるだけ床をドライな状態に保って調理して持っていくというのがドライシステムになります。

野口教育長 山口委員。

山口委員 昔の厨房は、確かに床がぬれているイメージがあって、そういうシステム化が遅れているところがあって、早急にということはよく理解しました。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 とても分かりやすいエビデンスが入っていて、これならば市民の皆さんも納得いただけるのではないかなと思えました。先ほど山口委員さんからもあったように、人口減少ということを考えたら、本当に3つの給食センターをそのまま維持していいのかということもやはり疑問だと思うのですけれども、その辺も理解できたつもりであります。

1点、新しい敷地の確保というところが課題になるのではないかと思うのですが、この辺は現在どのような状況になっているのでしょうか。候補地は上がっているのでしょうか。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 概要版の6ページの右下に表がありまして、調理能力、食数と敷地面積が示されております。説明で申し上げましたが、7,000食から1万食程度のセンターをできれば建てたいと考えておりますので、必要な敷地の面積としては7,000平米ぐらいが最低でも欲しいというところです。現状は、市として用地買収をせずにこのような土地が見つけれられるというのは難しいと思っておりますので、政策会議で市長部局全体の部長等にも説明して、こういった用地をこれから詳細に検討していくという状況になっております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 分かりました。

野口教育長 足立委員。

足立委員 資料を拝見して、センター方式で早急に新しい施設をとというのが大変よく分かりました。

ただ、令和12年までかかってしまうというところで、現状でも水道管のさびの問題とかいろいろあると思うのですが、12年までの施設の改修や修理等で、今現段階どう見積もっているのかということをお伺いしたいです。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 各給食センターでは設備の状況を見まして、大きな修繕が必要になるような設備については、耐用年数等を見ながら修繕計画というのをつくっておりますので、なかなかその計画どおりに予算がいただけるかというところの問題はあるのですが、そういった計画に基づいて、建替えまで順次修繕で維持していきたいと考えています。

野口教育長 他はいかがでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎協議事項 「令和7年度越谷市立小中学校卒業証書授与式について」

野口教育長 続きまして、「令和7年度越谷市立小中学校卒業証書授与式について」、学校教育部長から説明いたします。

学校教育部長。

磯山学校教育部長 それでは、令和7年度越谷市立小中学校卒業証書授与式について、ご説明させていただきます。

委員の皆様には、小学校、中学校それぞれ1校ずつにご臨席いただきまして、卒業する児童生徒を祝福していただければと考えておりますので、本日はその対象となる学校について、事務局

案としてご提示申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の14ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、小学校卒業証書授与式につきましては、令和8年3月24日火曜日に、全29校一斉開催の予定でございます。

なお、学校ごとの来賓受付時間、来賓入場時間及び開式時間等につきましては、表に記載のとおりでございます。また、表欄外の○印は、令和7年度をもって校長が役職定年をされる学校を、△印は令和8年度をもって校長が役職定年される学校を示したものでございます。

ご臨席いただく学校につきましては、野口教育長には大袋北小学校、五十畑教育長職務代理者につきましては荻島小学校、渡辺委員には桜井南小学校、山口委員には南越谷小学校、足立委員には大袋東小学校、上原委員には大沢小学校ということでご提案申し上げます。

続きまして、会議要項の15ページをご覧ください。

中学校卒業証書授与式につきましては、令和8年3月13日金曜日に、全15校一斉開催の予定であり、来賓受付時間等につきましては表に記載のとおりでございます。また、小学校と同様に、表欄外の○印は、令和7年度をもって校長が役職定年される学校を、△印は令和8年度をもって校長が役職定年される学校を示したものでございます。

ご臨席いただく学校につきましては、野口教育長には新栄中学校、五十畑教育長職務代理者には中央中学校、渡辺委員には平方中学校、山口委員には北陽中学校、足立委員には東中学校ということでご提案申し上げます。

続きまして、会議要項の16ページ、委員出席校一覧をご覧ください。

事務局案の作成にあたりましては、委員の皆様にご臨席を賜ることを念頭に、ここ数年の委員の出席状況、さらに令和7年度をもって校長が役職定年及び令和8年度をもって役職定年となる学校を考慮してご提案をさせていただいております。

なお、委員の皆様にご臨席いただく学校以外の学校につきましては、教育委員会事務局の管理職が出席をさせていただきます。

市長の祝辞については、動画視聴となります。市からの参加は、市議会議長代理者1名、教育委員から1名となります。

令和7年度越谷市立小中学校卒業証書授与式についてのご説明は、以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

他に何かございますか。

[発言する者なし]

野口教育長 他になければ以上といたします。

次回の教育委員会会議の日時につきましては、2月19日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

[「結構です」と答える者あり]

野口教育長 では、そのようにいたしますので、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

野口教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

(午前11時53分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

野 口 久 男

委 員

五十畑 勝己

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

足 立 高 史

委 員

上 原 美 子

書 記

教育総務課調整幹 鈴木 理香